

【運転経歴証明書の記載事項変更について】

- 新運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付された方の運転経歴証明書をいう。）は、住所又は氏名の変更が生じた場合、運転免許センターや警察署に届け出て変更の手続きを行ってください。

■手続きができる方■

- ◇ 平成 24 年 4 月 1 日以降に運転経歴証明書の交付を受け、愛媛県に住所のある方
 - ※ 平成 24 年 3 月 31 日以前に交付された運転経歴証明書については、記載事項の変更はできません。

■手続場所・時間■

- ◇ **運転免許センター**
（松山市勝岡町 1163 番地 7） （089） 934-0110 又は （089） 978-4141
（受付時間） 平日 午前 9：30～11：00
午後 2：00～4：00
（受付場所） 2 階
（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）を除く。
- ◇ **警察署**
（受付時間） 平日：午前 8：30～午後 4：30
（受付場所） 交通課免許窓口
（注）土・日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日まで）を除く。

■手数料■

無料

■手続きに必要なもの■

- ◇ **住所変更の場合**
 - (1) 運転経歴証明書
 - (2) 新しい住所が確認できる書類
 - ・ 住民票（提示のみ。マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの。コピー（複写）は不可）
 - ・ 健康保険証、在留カード、公共料金の請求書・領収書、消印のある郵便物等、新しい住所と氏名が記載してあるもの
- ◇ **氏名の変更の場合**
 - (1) 運転経歴証明書
 - (2) 住民票
 - ※ マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票を提示していただきます。

（注）コピー（複写）では、手続きできませんので、原本をお持ちください。

（注）同一戸籍で 2 人以上の方が、同一の窓口において同時に氏名の記載事項変更の届出をする場合は、住民票（手続きをする全ての方が記載されているもの）1 通のみで手続きをすることができます。